

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>個人のハムなどでは内容にはたちいらない形式のみのチェックなのに対して TV 放送については 政権の思惑によって取り消されるという懸念もあるようである</p> <p>放送局関係者との私的会話</p> <p>これについては 最近の 安倍政権による放送局への中立性になをかりた圧力</p> <p>報道にあるように 極めて危うい状況にある</p> <p>放送免許については 形式のみのチェックとすべきである</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見として承ります。なお、放送への免許につきましては、電波法及び放送法に沿って電波の公平且つ能率的な利用、公共の福祉に適合するよう免許が付与されています。</p>
2	<p>平成 26 年度の電波の利用状況調査評価結果（案）を見せ思ったのは、6月10日の電波監理委員会で概要を示した別紙 1 を見せてパチパチ委員会で終わるのではないかと思ったのです。</p> <p>私は電波監理委員会の会議議事録もみようと思っています。</p> <p>私の疑問はなぜ、デジタル化が進まなかったかという点なのです。それとこれほど効率の悪い電波の割当が正当化されています。</p> <p>電波監理委員会は国民から委託されて、公務員の仕事をみている組織ですが、まるで国民から委託には関心がないようです。</p> <p>例えば、不法無線局です。あれは誰が悪いのですか？</p> <p>公務員は天下り放題でその傘下に外郭団体があり、やりたい放題です。全通信も組合員が辞める前に地方局の課長クラスになり外郭団体に天下ります。その実害が非常に出ているのが不法無線局で、免許された無線局は非常に値段が高かったです。アマチュア無線機の 10 倍です。</p> <p>無線局免許を要しない電波利用システム別の無線局数等を見たら莫大な数の無線機が販売されています。こんな免許状況をよく認めてきたなあと思います。</p> <p>714MHz～3.4GHz 以下では 1 億 6 千万局も免許されて誰でも携帯電話を持っています。なぜそうならなかったかです。iPhone や iPad と比較して、714MHz 以下の周波数の無線機は性能がものすごく悪いです。それは大量生産をしなかったからです。</p> <p>携帯端末は年間に数百万台（iPhone なら年間に億台単位）ですが、714MHz 以下の周波数の無線機は年間に数万台です。これで戦いになりますかね。これを電波監理委員会で指摘していますかね。指摘していたらこれほどひどくならないと思ったのです。</p> <p>今、中国や韓国と携帯電話の競争をしているが、日本メーカーは開発資源を携帯電話と既存の設備に分けて戦ったのです。これでグローバル競争に勝てますかね。</p>	<p>頂いた御意見については、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、更なる周波数の有効利用に向けた検討の参考とさせていただきます。</p>

次々に負けて、開発人員が海外に出て行きました。そんなことが議事録に書かれていますか。

私は1991年の郵政論文等からこうした論文を書いたが、一切を無視して今の状況を作り出しています。私が嫌になり辞める理由はそこにあったのです。毎日総務部長等（局長は話もできない）とケンカをしながら嫌になったのです。

それに大震災時どれだけ防災行政無線等が動いたかです。津波の中で避難を呼びかける放送中に流されて死んだ女性のことが忘れられません。

一応こうした問題を総務省行政管理局には意見を上げて置きました。

【個人】

(1) 351MHz デジタル簡易無線において、都市部で運用者数の増加により混信が激しくなっております。秘話機能を使ったとしてもある一定レベルを超える電波が到来するとマスクされてしまい復調できません。将来的に現在よりもチャンネルを増やしていただくか、あるいは混信低減の方策として、技術基準の改正により交信相手の信号強度がある一定以上であるならば自動的に空中線電力を低下させるようなシステム(手動で解除することもできる構造)を希望します。

(2) 351MHz デジタル簡易無線の技術基準適合証明との絡みだと思えますが、製造メーカーが工事設計認証を得るときに使用できるアンテナの型式を指定していると思うのですが、元に市場に様々な型式のアンテナが発売される中で工事設計の都合で使えないアンテナが出てきたりしています。あまり知識のない方が無線機とアンテナの組み合わせを知らずに購入し、結果的に不法行為になってしまうケースもあるかと思えます。工事設計で縛りかけるのではなく別の方法で縛りかける方策はございませんか？

(3) アマチュア無線局の無線局免許を受けている無線設備が旧スプリアス規制の無線機のみである場合、そのままでは平成34年11月30日以降免許が交信されないという解釈でよろしいですか？

【個人】

(1) 電波利用状況調査について

周波数再編アクションプランでは、急増する携帯電話トラフィックへの対策として「①2015年(平成27年)までに5GHz帯以下の帯域で、300MHz幅を超える周波数を新たに確保、②2020年(平成32年)までに1500MHz幅を超える周波数の確保が周波数のひっ迫に対応した周波数確保」が目標とされております。これらの周波数を確保するためには、3GHz以上の周波数の携帯電話システムへの新規割当てとともに、現在、国際的にも携帯電話で主に使用されている3GHz以下の周波数帯域の再編、利活用が重要であると考えます。電波利用状況調査、評価結果は、総務省において周波数再編アクションプランを策定する際の重要な基礎情報であると考えられることから、今後の調

頂いた御意見は本件意見募集とは直接関係ないものと承知しております。

(1)及び(2)につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

(3)につきましては、平成34年12月以降に運用する無線設備については新スプリアスの技術基準を満足することが必要となります。そのため、平成34年12月以降、旧スプリアスの設備のみの無線局については、使用可能な無線設備を有さないこととなりますので、その状態では再免許はできないこととなります。

頂いた御意見は賛同意見として承ります。なお、検討事項については、今後の参考とさせていただきます。

<p>査、評価をより充実させ、電波の有効利用促進に資するため、以下の方策を検討されることを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電波の利用状況調査及び評価は3年毎ではなく、毎年実施する、あるいは、調査対象を限定し、臨時調査を追加する</li> <li>➤ 現行の評価項目に加え、周波数逼迫度、利用場所の詳細（総通局単位に加え、都市部、郊外地等の分析、等）を追加する</li> <li>➤ 周波数利用に関する国際動向の調査を拡充する</li> </ul> <p>（2）「平成26年度電波の利用状況調査の評価結果（案）」について</p> <p>昨年度の総務省電波政策ビジョン懇談会においては、今後、公共システムの周波数共用を促進すべきとの提言がなされており、世界的にも周波数を共用していくことは大きなトレンドになりつつあると考えられます。今回の評価では、全ての帯域が適切に利用されていると評価されていますが、今後は、いかにして異なる業務、及び異なるシステムを効率的に共用するかということが電波の有効利用の観点で重要な課題となると想定されることから、今後の電波利用状況調査、評価においては、適切な周波数逼迫度の評価を追加することを検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社NTTドコモ】</b></p>	<p>頂いた御意見は賛同意見として承ります。なお、検討事項については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>1. 地上テレビジョン放送帯域については、国際的動向を踏まえて更に圧縮して52CHから42CH(650MHz)以下に再リパックし、空いた周波数を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等周波数の有効利用を行うことが望ましい</p> <p>5 米国では、テレビ放送帯域のリパックにより、120MHz幅(572MHz～608MHz及び614～698MHz)を移動通信用途へ開放することが見込まれています。また、WRC-15に向けて、GSMAではUHF帯(470～694MHz)を移動通信事業者が広帯域利用(80～120MHz幅)することを推奨し、その他カナダ、英国、スウェーデン等でも同様にUHF帯(470～694MHzまたは470～698MHz)を移動通信用途で利用することを推奨しています。このように、地上テレビジョン放送のデジタル化等で空いた周波数を移動通信用途へ利用することが世界的に進められており、国際ローミングやグローバル端末の観点から我が国においても移動通信用途での利用が望ましいため、地上テレビジョン放送(470～710MHz)の周波数開放を検討すべきであると考えます。</p> <p>具体的には、地上テレビジョン放送は限られた周波数を有効活用できるSFNの利点を最大限活かし、この放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH(650MHz)以下に再リパックし、空いた10CH分の周波数(650～710MHz)を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。その際、空いた周波数はホワイトスペース等他の用途と共用するのではなく、単独の用途として利用することが望ましいと考えます。</p> <p>2. 400MHz帯簡易無線局が使用する周波数帯は、ITUがIMT帯域(450～470MHz)に指定する国際標準バンドであることから、400MHz帯簡易無線局は350MHz帯へ移行することが望ま</p>	<p>頂いた御意見は参考意見として承ります。なお、要望事項についても、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>頂いた御意見は参考意見として承ります。なお、要望事項についても、今後の参考とさせていただきます。</p>

しい

400MHz 帯簡易無線局が使用する周波数帯（465.0375～465.15MHz、468.55～468.85MHz 及び 467～467.4MHz）は、国際電気通信連合（ITU）が IMT 帯域（450-470MHz）に指定する国際標準バンドであることから、将来における移動通信用周波数のひっ迫を考慮し、移動通信用周波数として割り当てることが望ましいと考えます。

今後移動通信トラフィック量の激増が見込まれる中、更なる移動通信用周波数のひっ迫への対策のためには、400MHz 帯簡易無線局の移行も例外ではないと考えます。900MHz 帯を使用するパーソナル無線がピーク時に 2MHz 幅で約 100 万局収容されていたことを考慮すると、400MHz 帯を使用する約 50 万局の簡易無線局は、350MHz 帯を使用する簡易無線局へ移行可能と想定され、移動通信用周波数のひっ迫対策のために移行することが適当であると考えます。

3. VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムについては、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して国・地方公共団体へ MVNO を行い、全国同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とすることが望ましい

VHF-High 帯（170～202.5MHz）の公共ブロードバンド移動無線システム（200MHz 帯広帯域移動無線通信システム）については、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムを稼働させる役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とすることが望ましいと考えます。

この帯域は地上テレビジョン放送のデジタル化により空いた貴重な周波数であり、この 32.5MHz 幅を有効活用する観点から、国・地方公共団体等の他に電気通信事業者等も割り当て可能となる免許方針を策定していただくことを要望致します。

また、VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準においては、新たな技術方式等が開発された場合は、技術の進歩に合わせ柔軟に追加で新たな技術方式等を導入していただくことを要望致します。

【ソフトバンクモバイル株式会社、同旨Wireless City Planning株式会社】

頂いた御意見は参考意見として承ります。なお、要望事項についても、今後の参考とさせていただきます。